

# 課税所得計算上の概算控除規定を巡る諸問題

～競馬事件・退職金事件が示唆するもの～

Income taxation issues of estimate deductions

浅井光政

## はじめに

現行所得税法では、個人の所得課税に係る所得を10種類に区別し、各所得ごとに所得金額の計算方法を定めている。その計算内容をみると、概略、①「総収入金額－必要経費（実額）＝所得」、②「収入金額－必要経費（実額）－概算控除額＝所得」、③「収入金額－概算控除額＝所得」及び④「収入金額＝所得」とする4つの方法に区別できる。いうまでもなく、収入金額は全て実額である。

本稿では、所得計算規定に不具合な部分があるため租税負担の不公平が生じているのではないかという観点から、主として「不具合な所得計算規定」を示し、「その規定をどのように是正すべきかについての提言」を試みたものである。

ところで、筆者は、租税法学者の果たすべき役割としては、①租税法に定める法律条文に係る文言をどのよう解釈すべきかを論じること、②租税制度に関する在り方を論じること、並びに③租税行政、つまり税務執行に関すること（租税行政に関すること）を論じることにあると考えている。そういう観点では、租税法を分類すれば、租税法解釈学、租税法立法学、租税行政学の分野に区分けできる。ここでは、法律解釈に関して論じるほか、租税法立法はどうあるべきかという制度論と税務行政の在り方についても併せて論じることとする。

## 第1章 各所得の所得計算規定の概要

### 第1節 概説

現行所得税法では、所得を『利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及びこれらに該当しない一時の所得としての一時的所得』に区分し、前記の所得に該当しない所得を雑所得」として、10種類の所得に区分している<sup>1)</sup>。

---

<sup>1)</sup> 所得税法第23条～第35条参照。

各所得の金額の計算方法に係る規定の詳細をみると、次のように区分できる。

①事業所得、不動産所得、配当所得及び雑所得<sup>2)</sup>の各所得金額は、「総収入金額－必要経費（実額）＝所得金額」の方法で計算される。

②山林所得、譲渡所得及び一時所得の各所得の金額は、「収入金額－経費（実額）－概算控除額＝所得金額」の方法で計算される。

③給与所得の金額は、「収入金額－概算控除額－例外的に特殊な経費（実額）＝所得金額」の方法で計算される。

④退職所得の所得金額は、「収入金額－概算控除額＝所得金額」の方法で計算される。

⑤利子所得の所得金額は、「収入金額＝所得金額」の方法で計算される。

収入金額は全て実額であるのに対して、収入金額から差し引かれる控除額は、実額の場合と概算額の場合があるが、適正な所得金額の計算という視点では、規定上の概算額は多額過ぎないか（又は少なすぎないか）という点が問題になる。

ところで、個人の所得金額の計算において、各種の所得に応じて、実額による計算と概算額による計算が混在しているのに対して、法人税法上の法人所得には区分はなく、法人税の課税対象となる所得金額は全て「益金－損金＝所得」として実額で計算される<sup>3)</sup>。

両者の所得計算方法の違いは、所得者である法人と個人の所得獲得行動の違いによるものと考えられる。つまり、個人を納税義務者とする所得税法では、個人の所得獲得行動に着目し、獲得した経済的価値に担税力があるとして、これに対応した合理的、かつ現実的な所得把握方法を取り入れ制度設計したのと同じと考えることができる。言い換えれば、法人所得課税においては、法人が所有する全財産を損益と結び付けてその所得を一体として把握するのに対して、個人所得課税においては、個人が保有する全財産と所得との関係を遮断し、部分的に各所得ごとに区分して、各所得を把握する。

法人所得課税における典型的な株式会社を例にとれば、法制度上、株式会社は、専ら営利目的行為（利益獲得行為）という「経済合理的行動」が予定されており、財産計算と損益計算を自ら行っているという企業行動を前提に、法人税法は、このような所得に関する規定を置いていると考えることができる。これに対して、個人所得課税においては、個人の行動は、「家庭生活行動・社会生活行動」とその糧を得るための「価値獲得行動・経済的行動」の二面性があることを前提に所得に関する規定を置いていると考えることができる。

法人の「経済合理的行動」と個人の「価値獲得行動・経済的行動」は、類似するが、両者には差異がある。個人は、専ら「経済合理的行動」を行っているわけではなく、

---

<sup>2)</sup> ただし、雑所得のうち、公的年金等の収入金額に係る所得金額は「収入金額－概算控除額」である。

<sup>3)</sup> 法人税法第21条、22条参照。

また、個々人の経済的行動には大きな乖離（バラツキ）があるし、価値獲得活動における経済的価値を記帳しているわけでもない。

法人所得課税、個人所得課税ともに「所得」を課税対象にしている。しかし、法人税法上においても所得税法上においても「そもそも所得とは何か」という「所得」の定義規定は置かれていない。所得概念としては、消費型（支出型）所得概念と取得型（発生型）所得概念に分類できるが、我が国では、各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値からそれを取得するのに要した経済的価値を差し引き、ネットの経済的利得を所得とする考え方である取得型所得概念が採用されている。

取得型所得概念には、制限的所得概念と包括的所得概念があるが、現行所得税法では、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するという考え方（包括的所得概念）を採用している。この考え方は、純資産増加説と類似し、法人税法の所得概念と基本的に同じであり、この考えに基づく「所得」は、一定期間において獲得した経済的価値である。

個人の所得金額の計算において、その金額を簡単に実額計算できる社会環境下にあるのであれば、個人所得課税においても実額計算が最善であろう。しかしながら、所得税制の創設時から今日に至るまでそのような環境下にはないことから、所得金額の計算上、事業所得の金額の計算や不動産所得の金額の計算のように実額計算が可能である場合を除き、概算計算方法の採用もやむを得ないというべきであろう。そうであれば、個人の所得金額の計算においても理論的には実額計算により計算された金額が根底には流れていると考えられる。

所得課税の経緯をみると、所得税制の創設時においては、事業所得、給与所得などの継続的所得を所得課税の対象とし、臨時的・偶発的・一時的所得である退職所得、譲渡所得、一時所得を課税対象外とする、いわゆる制限所得概念に拠っていた。現行所得税制は、一時的・臨時的所得も担税力のある所得に変わりはないという理由から、これらも課税対象とする包括所得概念に拠っている。制限所得概念の考えから包括所得概念の考えに移行した際、一時的・偶発的・臨時的所得は、課税対象外から課税対象に変更されたのである。一時所得、退職所得及び譲渡所得は、その変更時における急激な租税負担を緩和するためなどの目的から、その所得の金額の計算上、多額な概算控除額や2分の1概算控除額の規定を置いたものと推察される。

## 第2節 個人所得の課税対象等の主な変遷

所得税制は明治20年（1887年）に創設された。創設時における課税対象は、①資産又は営業から生ずる所得、②利子、③利益配当金、④給与及び賞与金であった。

大正15年改正において、山林所得には5分5乗方式<sup>4)</sup>が採用された。

昭和13年には退職給与が課税対象になった。

昭和17年には「臨時利得税法の一部改正」により一般的な不動産の譲渡による利得（譲渡所得）が課税対象になった。

昭和22年の所得税法の全文改正において、所得は、利子所得、配当所得、臨時配当所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、事業等所得の8種類に分類された。そして、同年の所得税法の一部改正により新たに「一時所得」が加わった。この時点では、所得の金額の計算上、「臨時配当所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得」の所得に対して「2分の1概算控除」が適用される状態になっていた。

昭和25年のシャウプ勧告に基づく改正では、全て「2分の1概算控除」は廃止され、退職所得の課税対象が「退職収入金額－その15%の額」（つまり、概算控除額は収入金額の15%）になり、他は原則として実額控除額を差し引いた所得金額が課税対象となった。

昭和27年改正で、退職所得の課税標準は、「(収入金額－15万円) × 2分の1」になり、昭和28年改正では、「譲渡所得、一時所得」の各所得の金額は「(収入金額－15万円) × 2分の1」になった。この改正において、シャウプ勧告に基づく改正前の「2分の1概算控除」が復活した。

### 第3節 臨時的・偶発的・一時的所得

#### 1 退職所得の金額の計算

所得税制導入時においては、継続的所得に該当する「営業（事業）所得、利子所得、配当所得、給与所得（給与報酬・賞与金）」を課税対象としていたのに対して、臨時的・一時的所得である一時所得、退職所得及び譲渡所得は課税対象外であった。その後、戦費調達目的などから課税ベース・税率ともにアップし、昭和13年には退職所得に対して課税されることとなった。「経常性・反復性を有しない退職給与等の一時的な収入であっても担税力がある」という理由で、「退職金収入から一定金額を超える高額な部分」は源泉課税されることとなったのである。昭和22年には、退職所得の金額は退職給与等の収入金額の2分の1になった。そして、昭和25年のシャウプ勧告による改正で、退職所得課税は、「退職金収入金額－その15%」を課税標準として、特定の場合には5年間の平均課税の適用が選択できるなどの方式となった。その後、退職収入金額に対する退職所得の概算控除額の規定は幾度となく改定されたが、その概

---

<sup>4)</sup> 5分5乗方式とは、特定の所得金額に対して税額を求めるとき、累進税率の効果を緩和させるため、他の所得と分離して、特定の所得金額の5分の1に相当する所得金額に対して税額を求め、算出された税額を5倍にして税額を計算する方式をいう。

算控除額は、昭和49年改正において「老後における生活安定への配慮」から「勤続年数20年までは1年につき20万円、勤続年数が20年を超える年数については1年につき40万円の合計額」となり、課税対象は、さらに、その2分の1になった。

勤続30年で退職して退職金1500万円を得た場合の課税対象となる金額を示せば、次のとおりである。

$$1500万円 - 『20年 \times 20万円 + 10年 \times 40万円』 \times 2分の1 = 350万円$$

現行の退職所得に係る所得金額の計算方法になったのは、消費税導入に係る所得減税の一環として行われた昭和63年12月改正においてである。退職所得課税における概算控除額は、「勤続年数20年までは1年につき40万円、勤続年数が20年を超える年数については1年につき70万円に引き上げられた。したがって、勤続30年で退職して退職金1500万円を得た場合の課税対象となる金額は次のとおりになる。

$$1500万円 - 『20年 \times 40万円 + 10年 \times 70万円』 \times 2分の1 = \text{ゼロ}$$

その後、平成24年改正において、「短期間（5年以内）の勤続で退職金を受け取る法人役員等に限り「2分の1の概算控除」の適用課税は廃止されることとなった。

この改正の趣旨については、「退職所得については、長期間にわたる勤務の対価が一時期にまとめて後払いされるものであることや、退職後の生活保障的な所得であること等を考慮し、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に課税するという累進緩和措置が採られていますが、この2分の1課税があることを前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人の役員等が、給与の受け取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例がかねてより指摘されており、今回の改正において、勤続年数5年以下の法人の役員等の退職所得については、この2分の1課税を廃止する」とされている（平成24年度改正法のすべて・259頁）。

## 2 一時所得の金額の計算

昭和22年改正において、従来から課税対象外であった営利の事業に属さない一時の所得は、「担税力があるため非課税とする理由がない」として課税対象になった。一時所得の金額は、「(総収入金額－総収入を得るために支出した金額) × 2分の1」である。

昭和25年のシャープ勧告に基づく改正では、一時所得の金額の計算においても、譲渡所得の金額や退職所得の金額の計算と同様に、2分の1課税は廃止された。したがって、課税対象となる一時所得の金額は、「総収入金額－総収入を得るために支出した金額」だけである。

昭和28年改正では、シャープ勧告に基づく改正前の2分の1課税が復活した。

その後の変遷の後、昭和40年の所得税法の全文改正において、一時所得の金額計算

の明確化の観点から「収入を得るために支出した金額」は、「その収入を生じた行為をするために支出した金額又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接に要した金額」とされた。

そして、昭和50年改正で特別控除額は50万円に引き上げられ現在に至っている。参考のため、現行の一時所得の金額の課税対象を示せば、次のとおりである。

「総収入金額－収入を得るために直接要した支出額<sup>5)</sup>－50万円」×2分の1

## 第2章 競馬払戻金事件と一時所得の金額の計算規定

### 1 概説

競馬払戻金事件は、最高裁平成27年3月10日判決<sup>6)</sup>に係るもので、馬券払戻金が、一時所得に当たるか雑所得に当たるかが争われた事件である。

なお、馬券払戻金が、一時所得に当たるか雑所得に当たるかが争われた事件としては、このほか、東京高裁平成28年4月21日判決<sup>7)</sup>や東京地裁平成27年5月14日判決<sup>8)</sup>などがある。

### 2 事案の概要

納税者（会社員）であるAは、日本中央競馬会（JRA）主催の馬券を機械的、網羅的、大量的に購入していた。当たり馬券の総配当金額（総収入金額）は、平成19年、同20年、同21年ともに億円単位の規模であり、また、馬券購入回数も多い。

馬券購入に当たっては、インターネットと競馬専用ソフトを活用し、各競走馬の能力や各種の情報を継続的に入手し科学的な着順予想を行い、年間を通じて反復継続して馬券購入することによりその収支がプラスになる（儲けがでるようになる）よう工夫していた。その結果、Aは、平成19年からでは平成21年まで各年とも「当たり馬券の払戻金総額」は「はずれ馬券を含む馬券購入総額」を超える多額な利益（儲け）を得ていた。

課税庁は、馬券払戻金は一時所得に該当し、その一時所得の計算上、『払戻金（収入金額）から控除できる支出金は当たり馬券に係る購入金額だけ』で、『外れ馬券の購入金額に係る支出金は控除できない』と主張した。因みに、課税庁は、総所得金額は、平成19年では3.7億円、平成20年では6.9億円、平成21年では3.8億円である、と

---

5) 「一時所得に係る収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接に要した金額に限る」とされている。

6) 平成26年（あ）948号所得税法違反被告事件、判タ1410号377頁。

7) 平成27年（行コ）236号所得税更正処分等取消請求控訴事件。

8) 平成24年（行ウ）849号所得税更正処分等取消請求事件。

主張した。

### 3 当事者の主張

#### (1) 納税者Aの主張

反復継続して馬券を購入し当たり馬券の払戻金収入を得ていた本件の所得は雑所得に該当する（主位的主張）。仮に、一時所得に該当するとしても年間の馬券購入金額の全部が収入金額に対応する「支出した金額」に該当する。つまり、課税対象になる金額は次のとおりである。

雑所得の金額＝（馬券の払戻金総額－一年間の馬券購入に係る購入費総額等）

#### (2) 課税庁の主張

本件馬券払戻金収入に係る所得は、一時所得に該当し、「馬券払戻金収入に対応する支出した金額」は当たり馬券に係る馬券購入の支出金だけであり、外れ馬券に係る馬券購入の支出金は所得計算上、除かれる。つまり、一時所得の所得金額の計算は次のようになる。

（馬券の払戻金総額－当たり馬券の購入費のみ－50万円）×2分の1

### 4 最高裁の判断

所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じる所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。

Aが馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たる。

雑所得については、所得税法第37条第1項の必要経費に当たる費用は同法第35条第2項第2号により収入金額から控除される。本件においては、外れ馬券を含む一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するのであるから、当たり馬券の購入代金の費用だけでなく、外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金の費用が当たり馬券の払戻金という収入に対応するといえることができ、本件外れ馬券の購入代金は同法第37条第1項の必要経費に当たる。

## 5 本事件に関する検討

本件は、馬券払戻金が、一時所得に当たるか雑所得に当たるかが争われた事件である。最高裁は「所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じる所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である」とその判断基準を示した。そして、本件事件は、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮すると、インターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるから当該払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得に当たる、と認定した。

本件事件の事実認定として、営利を目的とする継続的行為から生じる所得であり、雑所得に当たるとした最高裁の判断は、妥当のものと言えよう。

国税庁は、本件事件に係る最高裁の判断があったことを受け、「所得税基本通達34-1」の一部を改訂した。

国税庁は、改定前の所得税基本通達34-1において、『競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等』に係る所得は、一時所得に該当する。」としていたし、これに関する注意書きもなかった。改定後は、『競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等』(営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。)に係る所得は、一時所得に該当する。」とし、これに係る注意書きとして次の2つを付け加えた。

(注) 1 馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ一連の購入が一体の経済活動の実態を有することが、客観的に明らかである場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する。

(注) 2 上記(注)1以外の場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、一時所得に該当することに留意する。

しかしながら、所得税基本通達(昭和45年7月1日直審(所)30)の前文「所得税基本通達の制定について」において、『所得税基本通達の制定に当たっては、従来の所得税に関する通達について全面的に検討を行い、これを整理統合する一方、その内容面においては、法令の単純な解説的留意規定はできるだけ設けないこととするなど通達を簡素化するとともに、なるべく画一的な基準を設けることを避け、個々の事案に妥当する弾力的運用を期することとした。したがって、この通達の具体的な運用に

当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められたい。』という部分に関しては、改定はなかった。

この通達改定においては、最高裁の事実認定に係る判断は、あくまでも本件個別事件に係るものであるにもかかわらず、最高裁の個別事件の事実認定に係る判断の判決文の文言に寄り添いすぎているのではなかろうか。

司法の最高機関の判断があったので行政として改めることに関して異論はないが、所得税基本通達の前文「所得税基本通達の制定について」において述べている『…その内容面においては、…（省略）…なるべく画一的な基準を設けることを避け、個々の事案に妥当する弾力的運用を期することとした。』、『この通達の具体的な運用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められたい。』ということには、寄り添っていないのではなかろうか。

ところで、納税者Aが「一時所得に該当するとしても年間の馬券購入金額の全部が収入金額に対応する『支出した金額』に該当する」と予備的に主張した。東京地裁、東京高裁及び最高裁において、納税者Aの主位的主張が容認されたため、この予備的主張については判断が示されなかった。そこで、ここでは、予備的主張の妥当性について次に検討してみたい。

例えば、当たり馬券の払戻金を得るため「①馬券購入代金に係る支出金、②「出馬表」資料の入手に係る支出金、③馬券売り場若しくは馬券売り場がある競馬場へ行く往復の交通費に係る支出金、④競馬ソフトの購入代金に係る支出金等」を要したとする。この場合、これらの所得が雑所得に該当するならば、その所得の金額は次のようになる。

$$\text{雑所得の金額} = \text{馬券の払戻金総額} - (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④})$$

それでは、この場合の所得が一時所得に該当するならば、その所得の金額は、どうなるのであろうか。

課税庁の考えでは、一時所得に係る課税対象は、次のようになるとする。

$$(\text{馬券の払戻金総額} - \text{①のうち当たり馬券の購入費のみ} - 50\text{万円}) \times 2\text{分の}1$$

これに対して納税者が予備的主張した一時所得に係る課税対象は、次のようになる。

$$(\text{馬券の払戻金総額} - \text{①馬券購入代金の支出金総額} - 50\text{万円}) \times 2\text{分の}1$$

両者の違いは、所得税法34条の条文の解釈の違いに由来する。同条2項では、「一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）…」としている。

課税庁は、「…収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、

又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）」という文言は、「馬券払戻金収入に対応する支出金」は「当たり馬券に係る馬券購入の支出金」だけで、「外れ馬券に係る馬券購入の支出金」は除かれる、と解すべきであるとする。

しかし、この条文の文理解釈として、「当たり馬券の購入代金に係る支出金だけでなく、外れ馬券の購入代金を含めた馬券購入代金に係る支出金」が「…収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）」に該当すると解する余地はないのであろうか。この点に関して、上記の事例に次の事項を加えたところで検討してみたい。

例えば、「3つ」の馬券を購入し、「そのうちの1つ」が当たり馬券になる可能性があるとする。そして、その1つが当たり馬券になったとしよう。つまり、「3つの馬券」のうち、どれが当たり馬券になるか分からないが、「2つの馬券」は必ず外れ馬券になるのである。そうすると、馬券購入者にとっては、「3つの購入馬券全ての支出金」は、「1つの当たり馬券（馬券収入）を得るための区別のつかない一体のもの」と考えるのが自然である。社会通念上、馬券購入代金に係る支出金がなければ、当たり馬券収入を得ることができないのであるから、馬券購入代金に係る支出金は、収入を得るために直接要した金額に該当すると考えるのは当然というべきであろう。

上記の②「出馬表」資料の入手に係る支出金と③「馬券売り場若しくは馬券売り場がある競馬場へ行く往復の交通費」に係る支出金については、これらの支出金がない限り当たり馬券を得ることは不可能であることからすると、イ「その収入を生じた行為をするために直接要した支出金」に該当するといえるだろう。それでは、上記②及び③に係る支出金は、ロ「その収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額」に該当するかといわれると疑義が生じる。ロの「その収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額」に該当するのは、「馬券購入代金に係る支出金」だけであろう。しかしながら、「イ又はロ」の文言からは、イとロのいずれかに該当すればよいのであるから②と③の支出金も「控除される支出金に該当するという見解」は妥当性を有すると考えるべきであろう。④競馬ソフトの購入代金に係る支出金等は、これらの支出金がなくても収入を得ることができることから、「その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額」には該当しないと解すべきであろう。そうすると、いずれにしても①馬券購入代金に係る支出金は、この支出金がない限り絶対的に馬券収入を得ることができないのであるから、収入を得るために直接に要した金額（支出金）に該当すると解するのが相当である。

視点を変えて、次に一時所得の制度の背景や法令の規定の趣旨から考察してみたい。

営利の事業に属さない一時の所得（一時所得）は、従来課税対象外であったものが「担税力があるため非課税とする理由がない」として課税対象になった経緯がある。ただし、その際、経済的価値の獲得（いわゆる儲け）に対する課税対象額の計算にお

いては、2分の1概算控除などの多額な概算控除額の規定を設けていた。

ところで、所得課税の本質という観点では、課税対象になる真実の所得は実額収入から実額経費を差し引いた純額（経済的価値の実際獲得額）であるべきところ、現行税制上（現行所得税法上）、一時所得の金額の計算規定は、「2分の1概算控除」が設けられている。そうすると、基本的には「実際に獲得した経済的価値の額の半分」が課税対象額とされていると考えるべきである。

昭和40年の所得税全文改正において、一時所得の所得金額の計算規定を改正したため、この改正により、上記の④競馬ソフトの購入代金に係る支出金等は、いわゆる限定された直接要した金額には該当しないことになったと解すべきである。

以上のとおり、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念を勘案すると、なお一層、上記のように解するのが妥当であると考えるのである。

これに関連して、競馬では儲けたが、競輪では損失（マイナスの儲け）が生じた場合にはどのように考えるべきか、という問題があるが、この点に関しては、問題点を指摘するに留めたい。

### 第3章 退職金の所得区分を巡る問題

#### 第1節 退職所得に関する争い

支給された退職金に関して、その所得は退職所得に当たるか、給与所得に当たるかが争われる事件は多い。その代表的なものとしては、最高裁昭和58年9月9日判決<sup>9)</sup>のいわゆる5年退職金事件並びに最高裁昭和58年12月6日判決<sup>10)</sup>の10年退職金事件が挙げられる。

この2つの事件とも、従業員が受け取った退職金は、所得税法30条1項（退職所得）にいう「①退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及び②これらの性質を有する給与」に該当するか否かが争われたものである。

また、大阪高裁昭和54年2月28日判決<sup>11)</sup>では、従業員が役員に昇任した際、勤務功績があったことも加味して支払われた退職金は、退職金（退職所得）と賞与（給与所得）に合理的に区別すべきか否かが争われた。さらに、大阪高裁平成20年2月29日判決<sup>12)</sup>では、「甲は、A学校法人の中学・高校の校長を辞め、引き続きA学校法人の大学学長に就任したが、その際、校長を辞めたことにより支給された退

<sup>9)</sup> 昭和53年（行ツ）72号・民集37巻7号962頁、税資133号636頁。

<sup>10)</sup> 昭和54年（行ツ）35号・訟月30巻6号1065頁、税資134号308頁。

<sup>11)</sup> 昭和52年（行コ）13号・訟月25巻6号1699頁、税資104号520頁。

<sup>12)</sup> 税資258号順合10020。

退職金」は、退職所得に当たるか、それとも賞与（給与所得）に当たるかが争われた。

以下においては、まずは、所得税法上の条文解釈として、退職所得に該当すると解すべきか、それとも給与所得に該当すると解すべきなのかという、法解釈論を記述し、次に、このことに関して、立法はどうあるべきかという立法論について論述してみたい。

## 第2節 5年退職金事件及び10年退職金事件

### 1 5年退職金事件に係る事実の概要

従業員側が解雇などで退職金が支払われないことの防止を契機として、「55歳停年制であるが、就職後5年ごとに退職したものとして退職金を支払う。ただし、退職金受領後も勤務可能とする。」旨の労使合意がなされた。そして、このような状況下において納税者である会社は、5年勤務後に契約に従い支払われた退職金を退職所得に当たるとして、当該退職金に係る源泉所得税を徴収し納付した。これに対して、課税庁は、当該退職金は給与所得に当たるとして課税し直したものである。

### 2 10年退職金事件に係る事実の概要

従業員側が会社の経営悪化による退職金不払いを恐れ、会社側に「55歳停年制」から退職金不払い防止の契約内容への変更を要請したことを契機に、「55歳停年、勤続満10年定年制で退職金を支給し、その後再雇用希望者は、再雇用される」旨の労使合意がなされた。そして、納税者である会社は、10年勤務後に契約に従い支払われた退職金を退職所得に当たるものとして、当該退職金に係る源泉所得税を徴収し納付した。これに対して、課税庁は、当該退職金は給与所得に当たるとして課税し直したものである。

### 3 5年退職金事件に係る最高裁判決要旨

(1) 退職所得につき、課税上、他の給与所得と異なる優遇措置が講じているのは、一般に、退職手当等の名義で退職を原因として一時に支給される金員は、その内容において、退職者が長期間特定の事業所等において勤務してきたことに対する報償及び右期間中の就労に対する対価の一部分の累積たる性質をもつとともに、その機能において、受給者の退職後の生活を保障し、多くの場合いわゆる老後の生活の糧となるものであるため、他の一般の給与所得と同様に一律に累進税率による課税の対象とし、一時に高額の所得税を課することとしたのでは、公正を欠き、かつ社会政策的にも妥当でない結果を生ずることになることから、かかる結果を避ける趣旨に出たものと解される。

(2) 従業員が退職に際して支給を受ける金員には、普通、退職手当又は退職金と呼ばれているもののほか、種々の名称のものがあるが、それが法にいう退職所得にあたるかどうかについては、その名称にかかわらず、退職所得の意義について規定した所得税法30条1項の規定の文理及び右に述べた退職所得に対する優遇課税についての立法趣旨に照らし、これを決するのが相当である。かかる観点から考察すると、ある金員が右規定にいう「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」にあたるというためには、それが、①退職すなわち勤務関係の終了という事実によってはじめて給付されること、②従来継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質を有すること、③一時金として支払われること、との要件を備えることが必要であり、また、右規定にいう「これらの性質を有する給与」にあたるというためには、それが、形式的には右の各要件のすべてを備えていなくても、実質的にみてこれらの要件の要求するところに適合し、課税上、右「退職により一時に受ける給与」と同一に取り扱うことを相当とするものであることを必要とすると解すべきである。

(3) …右金員の支給を受けた従業員は、一たん退職したうへ再雇用されるものではなく、従前の雇用契約がそのまま継続しているものとみるべきであり、また、右金員支給の基礎となる5年の期間は、その経過によって勤務関係を確定的に終了させるという意図から設けられたものではなく、むしろ、将来勤務関係が確定的に終了する際に支給される退職金を実質的に前払いするために計算の便宜上定められたものにすぎず、5年という年数にそれ以上に特段合理的な根拠があるわけではないとみるべきであって、これらの点を考慮すると、右金員は、退職所得に当たるための要件の1つである、①勤務関係の終了という事実によってはじめて給付されること、という要件を欠くことは明らかであって、所得税法30条1項にいう「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」にはあたらないものというべきであり、また、実質的にみても、右の要件の要求するところに適合し課税上右の給与と同一に取り扱うことを相当とするものということとは困難であって、同条同項にいう「これらの性質を有する給与」にもあたらないと解するのが相当である。

#### 4 10年退職事件に係る最高裁判決要旨等

10年退職金事件の1審判決（大阪地裁昭和52年5月25日判決）<sup>13)</sup>では、納税者であるXの退職所得に該当する旨の主張を認め、「Xの従業員の勤続満10年定年制に基づく退職は、その後の再雇用の如何にかかわらず社会一般通念上も退職の性格を有するものと認めるのが相当である。」とした。2審判決（大阪高裁昭和53年12月25日判決）<sup>14)</sup>

<sup>13)</sup> 昭和48年（行ウ）63号・訟月23巻3号581頁、税資91号225頁。

<sup>14)</sup> 昭和53年（行コ）2号・行集29巻12号2107頁、税資103号916頁。

においても同様に判断して課税庁の控訴を棄却した。これに対して最高裁は、次のように判断した。

- (1) 従前の満55歳定年制を存続させたまま、それ自体では従業員にとって不利となる勤続満10年定年制という新たな制度を設けた直接の動機は、主として、従業員が早期に退職金名義の金員の支給を受けられるようにするためであるとみられるのであって、この場合、従業員の関心は、専ら、勤続満10年に達した段階で退職金名義の金員の支給を受けられるということにあったもので、従業員としては、その段階で退職しなければならないということは考えておらず、かえって、従前の勤務関係をそのまま継続することを当然のこととしていたものとみるのが相当である。
- (2) …右の定年制は、勤続満10年に達し従業員に退職金名義の金員を支給するための制度上の手当として設けられたにすぎず、したがって、右定年制のもとにおいては、従業員は勤続満10年で当然に退職することになるのではなく、むしろ従前の勤務関係をそのまま継続させることを予定し、当初からこのような運用をすることを意図したものとみるのが相当である。
- (3) 本件勤続満55歳定年制について使用者及び従業員の意識が右のようなものであるとすると、従業員の勤務関係が外形的には右定年制にいう定年の前後を通じて継続しているとみられる場合に、これを勤続満10年に達した時点で従業員は定年により退職したものであり、その後の継続的勤務は再雇用契約によるものであるとみるのは困難であるといわなければならない。このような場合にその勤務関係がともかくも勤続満10年に達した時点で終了したものであるとみうるためには、右制度の客観的な運用として、従業員が勤続満10年に達した時は退職するのを原則的取扱いとしていること、及び、現に存続している勤務関係が単なる従前の勤務関係の延長ではなく新たな雇用契約に基づくものであるという実質を有するものであること等をうかがわせるような特段の事情が存することを必要とするものといわなければならない。

## 5 5年退職金事件及び10年退職金事件の検討

給与所得、退職所得ともに労働の対価として受け取るものを内容としている点では同質である。両者の異なる点は、給与所得の対象となる労働の対価は、年俸、月給、週給、日給などの継続する勤務の一定期間に係る労働の対価として支払われるものであるのに対して、退職所得の対象となる労働の対価は、継続勤務が終了することを契機に一時に支払われるものである。

所得税法30条1項では、退職所得とは「①退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及び②これらの性質を有する給与」とであると定めている。したがっ

て、退職所得にあたるというためには「①退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及び②これらの性質を有する給与」に該当する必要がある。

5年退職金事件、10年退職金事件ともに上記の①及び②の事実該当性が問題になったが、最高裁は、いずれの事件とも、事実関係をみると、退職したことによる勤務の対価とはいえないと認定した。しかし、特に、10年退職金事件において支給された退職金は、①「年俸、月給、週給、日給などの継続する勤務の一定期間に係る労働の対価」としての性質を有せず、退職に際して支給される労働の対価としての性質を有していること、②労使双方による私法上の契約による10年退職制に基づく退職であり、その退職に係る退職金としての対価の内容に合致すること、③10年退職制契約にはその契約に至る背景等からみて十分に合理性があること（特段の事情が存在すること）等を勘案すると、退職所得に該当すると解する余地も十分にあったと考える。

## 6 その他の退職金事件

大阪高裁昭和54年2月28日判決では、従業員が役員に昇任した際、勤務功績があったことも加味して支払われた退職金は、退職金（退職所得）と賞与（給与所得）に合理的に区別すべきか否かが争われた。大阪高裁は、退職金と賞与を合理的に区別すべきであるとした。妥当な判断と考える。

さらに、大阪高裁平成20年2月29日判決では、「甲は、A学校法人の中学・高校の校長を辞め、引き続きA学校法人の大学学長に就任したが、その際、校長を辞めたことにより支給された退職金」は、退職所得に当たるか、それとも賞与（給与所得）に当たるかが争われた。これに関しては、退職の事実があると判断された。

私法上の契約関係においては退職の事実はないにもかかわらず、実質上、退職の事実があると判断されたわけである。このような判断も「退職した事実」を実質的に判断することが容認されるのであれば、その限りにおいて合理性はあると考えるが、10年退職金事件では退職の事実はないと判断されたものと比較すると違和感がある。

ところで、そもそも何故にこのような争いが多いかを考察すると、退職所得の金額の計算上の概算控除規定に問題があることに辿り着く。この点に関しては、次章において述べることにしたい。

## 第4章 所得金額計算上の控除規定の問題点等

### 第1節 実額控除と概算控除の問題点

事業から生じる事業所得の金額の計算（所得税法27条2項）は、事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とされる。また、不動産所得の金額の計算（所

得税法26条2項)も同様に、不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とされる。いずれも控除される必要経費は実額である。また、雑所得の金額の計算(所得税法35条2項)は、公的年金等に係る雑所得を除き、雑所得に係る総収入金額から必要経費を控除した実額である。ここでは、収入金額はもちろんのこと、必要経費の額が実額であるため概算控除額である見積控除額が多額すぎるとか少額すぎるとい問題は生じない。したがって、実額計算が所得課税上、租税負担の公平原則に適合していると言えよう。そうすると、概算控除はできる限り実額に近いことが要求されることになろう。

ところで、現行所得税制においては所得区分が10種類に区分されているが、その所得区分の違いにより著しい租税負担の不公平が生じるという現象がみられる。例えば、ストック・オプションが給与所得か一時所得かが争われた事件、退職金が退職所得か給与所得かが争われた事件、競馬払戻金が雑所得か一時所得かが争われた事件などである。また、このような争いが何故生じるかを考察すると、1つは、10種類の所得区分間において、課税上有利な所得区分のものと不利な所得区分のものがある点を指摘できる。そうすると、所得区分は10種類ではなく、可能な限り少ない区分にすることが要求されよう。2つ目は、2分の1概算控除の適用が受けられる所得は、課税上、著しく有利になるという点である。そうすると、租税負担の公平という観点では、「2分の1概算控除」は、実態に即して実額に近づける必要があることになる。3つ目は、実額計算による所得(真実の所得)を上回る所得の計算になる恐れのある規定の存在である。この規定については、「実額計算による真実の所得」に配慮した規定に改めるべきであろう。

所得区分を少なくするという観点では、事業所得と不動産所得は、「事業等所得」として1つの所得区分にまとめても不都合は生じないはずのものである。雑所得(公的年金等に係る雑所得を除く。)もこの所得区分に含めることに合理性が認められる。

真実の所得に合致した適正な課税制度の設計という観点では、経費を実額により計算するものについては、まとめて1つの所得区分(例えば、「事業等所得」という所得区分)にすること等、所得区分を少なくする方向で検討する必要があるのではなかろうか。

2つ目の「2分の1概算控除」規定と、3つ目の実額計算による所得(真実の所得)を上回る所得の計算になる恐れのある規定に関しては、次節において述べる。

## 第2節 一時所得及び退職所得の計算規定に関する提言

### 1 一時所得の計算規定改定の提言

一時所得の金額の計算上、収入金額から控除される実額経費規定の部分(所得税法

34条2項・3項)は、「一時所得に係るその収入を得るために支出した金額(実額)」であるが、昭和40年の所得税法の全文改正において、その実額控除に関する規定は、「その収入を得るために支出した金額」とは、「①その収入を生じた行為をするため直接要した金額、②又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る」とされた。つまり、一時所得に係る収入に対して控除される支出金(いわゆる実額経費)は、上記①と②の直接経費に限られることとなったため実額経費であっても間接経費は控除対象から除外されることとなったと解される。

現実としては、「特別概算控除額50万円規定」と「2分の1概算控除規定」があるため実際の所得(獲得した実額計算による経済的価値額)を上回る所得として課税されるケースは生じないと考えるが、間接経費が多く生じるケースでは所得がないにもかかわらず、所得があるものとして課税される恐れがある。

例えば、一時の収入金額1000万円を得たが、その直接経費は250万円、間接経費は800万円支出したとする。そうすると、現行所得税法における一時所得(課税対象額)は次のようになると解される。

$$(1000万円 - 「250万円 + 50万円」) \times 2分の1 = 350万円$$

これに対して、実際に生じた所得(真実の所得)は次のようになる。

$$1000万円 - (250万円 + 800万円) = -50万円$$

上記の事例では、所得が生じない(50万円の損失になる)場合においても所得が生じたものとして課税されることになるのである。そうすると、所得が生じないにもかかわらず課税対象額を生じさせるこの規定は著しく不合理な規定と言わざるを得ない。この実額控除に係る規定は、速やかに改定すべきである。

すでに述べたところであるが、2分の1概算控除規定は、廃止する方向で検討すべきであろう。その際、例えば、競馬や競輪による利益(儲け)に課税する場合には、これらの原因により生じた過去の損失(マイナスの儲け)と通算する措置が必要である点である。過去に生じた損失の繰越を5年とすべきか3年とすべきか等については検討の余地があろう。また、概算控除規定の一部を残すのであれば、制度上、実額控除との選択適用の採用を視野に入れる必要がある。さらに、累進税率適用の緩和を要するというのであれば、5分5乗方式の採用等も視野に入れるべきである。

## 2 退職所得の計算規定改定の提言

退職所得の金額計算上の「2分の1概算控除」は廃止する方向で検討すべきである。ただし、退職金収入を得る退職予定者に対して、有利な課税措置を受けられるはずという期待権を阻害することになるため、所定の措置を講じる必要があると考える。

その方法の1つは、退職予定者に対して、退職金の打ち切り支給をした場合には、その時点で退職したものとみなし、現行規定を適用する方法が挙げられる。その方法

の2つ目は、打ち切り支給できない場合には、改正時点における各人別の過去勤務債務を確定させ、その金額に限り、将来支給した時点（改正後10年後ぐらいまでの期限の設定は必要か）において、現行規定の2分の1概算控除を認める方法の採用である。

現行の退職金に対する優遇課税措置は、退職金収入が老後の糧のためとされている。そうであれば、老後の資金としてどの程度優遇されるべきであろうか。仮に5000万円までは優遇されるべきであるというのであれば、それを超える多額な金額まで優遇措置を講じる必要はないことになる。さらに、今日では、老後の生活資金は、年金がその役割を担っていると考えられる。加えて、一般的には、多額な退職金収入を得る者は、他の者より多額な年金収入を受け取っているという現実がある。わが国の現状をみると、総じて、大企業等に勤務する者は、小企業等に勤務する者より多額な退職金を受け取り、有利な租税負担の恩恵を享受している。

なお、以上の事実関係については、詳細、かつ客観的な実態調査をする必要があるにも拘らず、現時点では実態把握不足の状況にあるため、改定すべき事項に係る見解の表明は差し控えたい。しかしながら、改定の方角としては、「2分の1概算控除」は廃止して、「現状に適合した実額計算による控除額規定の制定」という方向を目指すべきである。

## おわりに

以上、個人の所得の金額の計算規定を概観してきたが、個人の所得課税においては、可能な限り真実の所得（適正な実額所得計算）を重視することが、担税力に沿った租税負担の公平原則に合致することになることを指摘しておきたい。

できる限り租税負担の公平原則に沿う所得課税制度を目指すという観点から概算控除規定の見直しを行うべきである。

（あさい みつまさ・大原大学院大学 会計研究科教授）